

37 農業農村開発技術交流事業

【令和7年度予算概算決定額 17（17）百万円】

<対策のポイント>

開発途上国との農業農村開発分野に関する技術交流を通じて、各国における安定した食料システムの構築と気候変動に適応した地域づくりに貢献するとともに、我が国民間企業の海外展開を促進します。

<事業目標>

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルについて発信し、国際ルールメイキングに参画（3件以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

我が国と開発途上国との農業大臣会合等のハイレベル会合における合意に基づき、農業農村開発分野に関する協力を推進するための交流を行ってきたところ。

引き続き、これらの国々との友好関係を継続し、対象国の政策的・技術的課題の解決を図るとともに、我が国の農業農村開発施策及び技術・製品の海外展開等を促進するため、以下の取組を行います。

アジアの開発途上国と農業農村開発分野に関する技術交流（政策対話、技術対話）を行い、各国が抱える農業農村開発技術に関する課題の把握を行うとともに、課題の解決に資するべく、我が国の施策や技術・製品等について、相手国政府に情報提供します。

〔事業実施期間：令和5年度～令和7年度〕

<事業イメージ>

技術交流の実施

日本と開発途上国において、官民を交えた技術交流を行うことにより、相手国の課題・ニーズを把握し、我が国の有する優れた農業農村開発技術の普及促進を行う。



ベトナムとの協力覚書締結



インドネシアとの技術交流



タイとの技術交流

アジアの開発途上国において、**持続的な食料システムの構築と各国・地域が抱える農業農村開発に関する課題の解決**に貢献するとともに、**我が国の農業農村開発施策及び技術・製品の海外展開**を促進する。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課海外土地改良技術室（03-3595-6339）